

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則(令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号)新旧対照表

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この規則は、保護者の子育てを支援するため、生駒市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)において教育課程に係る教育時間(以下「教育時間」という。)の<u>終了後等</u>に実施する保育(以下「預かり保育」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (実施時間) 第4条 預かり保育を実施する時間は、次の各号に掲げる幼稚園の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園 午前7時30分から午前8時30分まで及び教育時間の終了後から午後6時30分までの間(生駒市立幼稚園規則第3条第1項第3号に規定する夏期休園日、同項第4号に規定する冬期休園日及び同項第5号に規定する春期休園日(以下これらを「三期休園日」という。)中にあっては、午前7時30分から午後6時30分までの間)で、保護者が希望する時間 (2) 前号に掲げる幼稚園以外の幼稚園 <u>教育時間</u>の終了後から午後5時までの間(三期休園日中にあっては、<u>午前8時30分</u>から午後5時までの間)で、保護者が希望する時間 (預かり保育料の納付等) 第6条 預かり保育を利用する保護者は、必要に応じ徴収される実費相当額のほか別表に定める預かり保育に係る費用(以下「預かり保育料」という。)を納付しなければならない。 2 前項の規定による納付があった後、<u>法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>に係る預かり保育料については、日額450円を上限として、既納の預かり保育料を当該小学校就学前子どもの保護者に還付するものとする。ただし、1月につき、その還付の額が11,300円を超える場合には、当該額は11,300円とする。 別表(第6条関係)	(趣旨) 第1条 この規則は、保護者の子育てを支援するため、生駒市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)において教育課程に係る教育時間(以下「教育時間」という。)の<u>以外の時間</u>に実施する保育(以下「預かり保育」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (実施時間) 第4条 預かり保育を実施する時間は、次の各号に掲げる幼稚園の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園 午前7時30分から午前8時30分まで及び教育時間の終了後から午後6時30分までの間(生駒市立幼稚園規則第3条第1項第3号に規定する夏期休園日、同項第4号に規定する冬期休園日及び同項第5号に規定する春期休園日(以下これらを「三期休園日」という。)中にあっては、午前7時30分から午後6時30分までの間)で、保護者が希望する時間 (2) 前号に掲げる幼稚園以外の幼稚園 <u>午前8時15分から午前8時30分まで及び教育時間</u>の終了後から午後5時までの間(三期休園日中にあっては、<u>午前8時15分</u>から午後5時までの間)で、保護者が希望する時間 (預かり保育料の納付等) 第6条 預かり保育を利用する保護者は、必要に応じ徴収される実費相当額のほか別表に定める預かり保育に係る費用(以下「預かり保育料」という。)を納付しなければならない。 2 前項の規定による納付があった後、<u>小学校就学前子どものうち法第30条の4第2号に該当するもの</u>に係る預かり保育料については、日額450円を上限として、既納の預かり保育料を当該小学校就学前子どもの保護者に還付するものとする。ただし、1月につき、その還付の額が11,300円を超える場合には、当該額は11,300円とする。 別表(第6条関係)

1 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額
午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	日額520円
午前11時30分から午後4時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	日額670円
午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	日額820円
午後2時から午後3時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額150円
午後2時から午後4時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額300円
午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額450円
午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで	日額300円(1月当たりの利用日数が11日以上になる場合には、月額3,200円)

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

1 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額
午前8時15分から午前8時30分まで	日額70円
午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	日額520円
午前11時30分から午後4時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	日額670円
午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	日額820円
午後2時から午後3時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額150円
午後2時から午後4時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額300円
午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額450円
午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで	日額300円(1月当たりの利用日数が11日以上になる場合には、月額3,200円)

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

- (1) 生活保護法による被保護世帯
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- (3) 条例別表備考第8項各号に掲げる世帯

2 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額	
	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下
午前8時30分から正午まで	月額5,500円	日額520円
午前8時30分から午後5時まで	月額13,500円	日額1,270円
正午から午後5時まで	月額8,000円	日額750円
午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで	月額3,200円	日額300円

備考

- 1 この表に定める預かり保育の利用時間帯(午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までを除く。)を複数にわたって利用する場合における預かり保育料の額は、当該利用時間帯の1月当たりの合計額が13,500円を超えるときは、1月当たり13,500円とする。
- 2 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 3 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

- (1) 生活保護法による被保護世帯
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- (3) 条例別表備考第7項各号に掲げる世帯

2 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額	
	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下
午前8時15分から午前8時30分まで	月額700円	日額70円
午前8時30分から正午まで	月額5,500円	日額520円
午前8時30分から午後5時まで	月額13,500円	日額1,270円
正午から午後5時まで	月額8,000円	日額750円
午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで	月額3,200円	日額300円

備考

- 1 この表に定める預かり保育の利用時間帯(午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までを除く。)を複数にわたって利用する場合における預かり保育料の額は、当該利用時間帯の1月当たりの合計額が13,500円を超えるときは、1月当たり13,500円とする。
- 2 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 3 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

(1) 生活保護法による被保護世帯 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 (3) 条例<u>別表備考第8項各号</u>に掲げる世帯 別記様式(第5条関係) (令3教委規則8・一部改正) 略	(1) 生活保護法による被保護世帯 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 (3) 条例<u>別表備考第7項各号</u>に掲げる世帯 別記様式(第5条関係) (令3教委規則8・一部改正) 略
--	--